

ID: 206

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係

処分の概要	利用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市高齢者自立支援事業条例 第5条		
例 規 番 号	平成18年条例第125号		
<p>【根拠条文】 (利用料等の徴収) 第5条 市長は、第2条各号の事業に係るサービスの利用者から、当該サービスに係る利用料を、次のとおり徴収するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2条第1号の事業 1回60分まで300円とする。 (2) 第2条第2号の事業 1回400円とする。 (3) 第2条第3号の事業 別表第2に定める額とする。 (4) 第2条第4号の事業 1食471円とする。(10円未満の端数は、切り捨てるものとする。) (5) 第2条第5号の事業 無料とする。 (6) 第2条第6号の事業 洗濯乾燥消毒に要する額の1割とする。 (7) 第2条第7号の事業 電池その他消耗品の取替えに要する額とする。 <p>2 市長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活の扶助を受けている者については、利用料を徴収しない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 7 月 1 日